



ハラスメント防止研修会（全従業員対象） を開催しました。

2022年4月より、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）則り、パワハラ防止対策が義務付けられました。これを受け2022年3月 2023年2月 と過去2回開催してきたハラスメント防止研修会ですが「ハラスメント撲滅」「ハラスメントに対する正しい判断軸を持つ」事を趣旨とした3回目の研修会を全従業員対象に企画し、2024年10月19日に当社の顧問社労士「土屋社会保険労務士事務所 土屋寿美代特定社労士」を講師としてお招きして

～ ハラスメントのない あかるい職場づくりのために ～

と題し、研修会を開催しました。

役員含め24名が参加するなか、舟山取締役より「3回の研修会が示すとおり、当社は本気でハラスメントの撲滅を目指している。ハラスメントを行うものは厳しい措置をとる。また、皆さんもハラスメントをしない、させない、見過ごさない、この3つに協力をお願いします。」との挨拶がありました。

講義の内容は土屋講師のお手製テキストを用いて、「パワーハラスメントの定義」「パワーハラスメントの類型」「なぜパワハラが問題なのか」等、解説いただきました。

パワハラ防止に大切な事は

コミュニケーションの大切さ

自分の考えを押し通す「主張」より

相手の心に一步近づいて「聞いてもらえる話」のほうがいい

と教えて頂きました。

最後に土屋講師から、出席者にクイズを出しよりハラスメントにたいする理解を深めて、今回の講習会は1時間程で終了しました。



ハラスメントに関するクイズ ○か×でお答えください

- Q1 ハラスメントを受けているのではないかと思っているが、確信が持てないので今のところ我慢している。
- Q2 部下からの行為は、たとえどのようなものであってもパワーハラスメントにあたらぬ。
- Q3 会社に無断で遅刻したら上司から叱責された。これはパワハラである。
- Q4 気が合わない同僚を個人的に無視しているが、集団でいじめているわけではないので、ハラスメントにはあたらぬ。
- Q5 場内でハラスメントと思われる事態が発生したが、面倒に巻き込まれたくないのでそのままにしている。

正解は 全部×です。